

# 「ふくしまの家」復興住宅供給システム プロポーザル募集要領

## 1. 目的

東日本大震災により被災した方が、1日も早く生活再建するためには、その基盤となる住宅を復旧することが最も重要なことです。

また、県といたしましては、地域経済の活性化の観点から、県内の林業、製材所、工務店、設計事務所等が連携した住まいづくりを推進しております。

そこで、住まいづくりをとおして、被災者の生活再建と住宅関連産業の復興を同時に実現するため、県内事業者の連携による復興住宅供給システムを募集し、その住まいづくりを広く県民に広報することとします。

## 2. プロポーザルの名称

「ふくしまの家」復興住宅供給システムプロポーザル

## 3. 「ふくしまの家」復興住宅における

【広報対象団体】及び【実施設計等業務委託候補】選定方式

「公募型プロポーザル方式」

## 4. プロポーザル実施主体

福島県建築設計協同組合

〒960-8043 福島市中町4-20 みんなゆうビル3F

TEL 024-522-0177 FAX 024-522-0178

## 5. プロポーザルの提案課題

### (1) 提案していただく項目

- ①地域関係者が連携した住宅供給体制・供給システム
- ②建設・供給する住宅のコンセプトと平面図・外観パース図等
- ③被災者が求めやすい建設コスト・販売価格

### (2) 提案内容の要件

上記(1)においては、次の全ての項目について記載することを条件とします。

- ①住宅建設に関連する広範な分野の事業者が合理的に連携した体制及び供給システムが構築されていること。

(例：各種設計事務所、工務店、林業、製材業、宅建業、資材メーカー、行政書士、ファイナンシャルプランナー、金融機関、弁護士、大学 など)

- ②長期にわたり実現可能な連携体制となっており、検討している供給システム並びに供給計画(3カ年程度)の実現性が示されている提案であること。
- ③「ふくしまの家」復興住宅供給システムプロポーザル審査委員会が別に策定する

『復興住宅のコンセプト（別紙Ⅰ）』に合致する提案であること。

- ④性能評価を取得するなど、客観的に品質・性能が担保された住宅を安定的に建設できる計画であるとともに、住宅情報履歴の整備を検討していること。
- ⑤県産材・地域材を積極的に活用するなど、各種県内産業の活性化に資することができる計画であること。
- ⑥住宅建設に関して被災者（建築主）が行う各種申請手続きを代行できる連携体制が成立していること。
- ⑦景観や地域風土との調和に配慮がなされ、「故郷ふくしまの家」として被災者にアピールできる住宅コンセプトであること。
- ⑧地域全体における復興住宅の建設促進に波及効果が期待できる先導的な取り組みとなる提案であること。
- ⑨原子力事故及び風評被害への対処手法等が示されている提案であること。
- ⑩省エネルギー、再生可能エネルギーの積極的な活用を検討している提案であること。

## 6. 選定方針

(1) 本プロポーザルの審査は、二段階審査方式で行います。

- ①第一次審査は、応募者からの提案書により、【**広報対象団体**】として30団体程度選定し、そのうちから実施設計等業務委託候補者を決定するために県内各地域において先導的な取り組みを行える16団体程度をヒアリング要請者として選定します。
- ②第二次審査は、ヒアリング要請者を対象として、提案書を用いてヒアリングを行い、【**実施設計等業務委託候補者**】を、全体で8団体程度選定します。  
なお、選定された団体は、福島県と「広報用設計図面等の作成」に係る委託契約を締結していただくこととなります。

## 7. スケジュール

(1) 「参加募集説明会」案内

ふくしまの家情報ネットワーク登録者、県内の住宅・木材産業関係団体、建築士会会員等に「プロポーザル参加募集説明会」開催のパンフレットを配付。及び建設業界紙（3紙）にて公告します。

平成23年11月24日（木）

(2) 「質問応答」

◇受付期限 平成23年12月20日（火） 15時まで

◇回答期限 平成23年12月27日（火） 15時まで

(3) 「参加表明書」提出期限

平成24年 1月11日（水） 15時まで（必着）

(4) 「応募提案書」の提出期限

平成24年 1月17日（火） 15時まで（必着）

(5) 第一次審査（非公開）

平成24年 1月27日(金)

【県広報対象団体30団体程度及び実施設計等業務委託候補選定のための  
ヒアリング要請者16団体程度の決定】

(6) 第一次審査結果発表及び通知

平成24年 1月27日(金)

【参加表明者全員に通知・ヒアリング要請者へ通知・建設業界紙公表】

(7) ヒアリング及び第二次審査(公開)

平成24年 2月 3日(金)

【公開ヒアリングを行い実施設計等委託契約団体の決定】

場 所 福島市杉妻町3-45 杉妻会館

TEL 024(523)5161(代)

## 8. 参加資格等

### (1) 資格要件

参加表明書及び応募提案書を提出することができる者は、提出時において次に掲げる条件をすべて満たしている者とします。

①「**県内で事務所登録している建築設計事務所<sup>※1</sup>**」、「**県内に本社がある建設業登録事業者<sup>※2</sup>**」及び「**県内の木材業者等登録している県産材・地域材の供給を担う林業・木材産業に携わる事業者<sup>※3</sup>**」ほか、それぞれ1社以上参画している団体とし、単体事業者のみでの参加は不可とします。

②提供する住宅の性能、保証体制を明確に示せる団体<sup>※4</sup>

③定款又は会則等が定められている団体及び新たに連携される団体にあつては簡単な会則等(名称・目的・事業内容・構成員・代表者・事務局等)が定められている団体であること

※1 建築士法(昭和25年法律第202号)第23条第1項の規定に基づく建築士事務所の登録を福島県知事から受けている設計事務所等で、かつ建築士法第26条第2項の規定による建築士事務所の閉鎖命令を受けていない設計事務所等であること。

※2 福島県から工事等の請負契約に係る入札参加資格制限(指名停止)を受けていない建設業者等であること。

※3 福島県木材業者等登録条例(昭和51年3月23日福島県条例第30号)第3条の規定に基づく木材業者等登録を受けている事業者であること。

※4 特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律(平成19年法律第66号「住宅瑕疵担保履行法」)に基づく届出書の提出を行っている事業者であることなど。

### (2) 応募条件等

①二次審査で実施設計等業務委託候補と選定された団体は、福島県と「**ふくしまの家**」復興住宅実施設計等委託契約を締結し、当該業務を担当するものとします。

②「参加表明書」を提出した者は、この募集要領の記載内容に同意したものとみなします。

③本プロポーザルの目的は、被災者が生活再建に意欲を持って取り組めるような、

魅力ある住宅とサービスを提案できる団体を選定することにあります。

提案者は、考えられる住宅供給計画について「提案書（提案様式1～5）」に必要事項を記載してください。特に様式5（A3版1枚）は片面使用横書きとし、文章・図及び写真で効果的かつ簡潔・明瞭に表現してください。

県広報対象団体に選定された際に、広報資料として活用する基盤となるものです。

④電子メール、ファックス、電子媒体（CD-ROM等）による提出は、受け付けません。

## 9. 質問応答

(1) 質問のある場合は、次により行ってください。

①質問は、「質問書（様式3）」に記載のうえ、FAXにより「プロポーザル実施主体」まで提出してください。

②質問書の受付期限は、平成23年12月20日（火）15時までとします。

(2) 質問の回答は、平成23年12月27日（火）15時までに提出者に、FAXにて回答書をお送りします。なお、福島県建築設計協同組合ホームページ（以下「HP」という。）に掲載いたします。

## 10. 参加表明

(1) 提案書の提出を希望する場合は、「参加表明書（様式1）」を平成24年1月11日（水）15時までに、「プロポーザル実施主体」に郵送にて提出してください。なお、提出期限内のFAXによる提出を認めますが、本文につきましては後日郵送してください。

(2) 参加資格要件①が確認できる登録証の写し、及び②・③が確認出来る資料を添付してください。

## 11. プロポーザル提案書等

(1) 参加辞退届の提出

①「参加表明書」提出後、諸事情により応募を取りやめる場合は、応募提案書提出期限までに「参加辞退届（様式2）」を「プロポーザル実施主体」に提出してください。

(2) 応募提案書の提出

①参加者の提出する「提案書」は、1参加者1点とします。

②提出期限は、平成24年1月17日（火）15時までに、「プロポーザル実施主体」に持参してください。

なお、郵送での提出を認めますが1月17日（火）15時必着とします。

③応募提案書を受理した後の「修正・追加等」は、一切認めませんのでご注意ください。

④提出期限までに応募提案書が提出されない場合は、失格とします。

(3) 提出書類

①参加表明書（様式1）・・・1部

※ 登録証の写しほかを添付・・・1部

- ②参加辞退届（様式2）・・・1部
- ③応募提案書（提案様式1～5）・・・10部

## 12. ヒアリングの実施

### (1) 日程等

- 1) 期 日 平成24年 2月 3日（金）
- 2) 場 所 福島市杉妻町3-45 杉妻会館
- 3) 集合時間・場所 後日指定（ヒアリング要請に合わせ、通知します。）
- 4) 実施時間 詳細日程は、後日、HP及び建設業界紙で公表（掲載）します。

### (2) 方法

- ①ヒアリングは公開で実施しますが、ヒアリング要請者につきましては、自己のヒアリング出席時間以外の入室（傍聴）は原則認めません。
  - ②ヒアリングは、3名（提案団体担当者）までの出席を求めて実施します。
  - ③ヒアリングにより求める内容は、「提案書（提案様式5）」の表現を補足する追加説明（5分）及び審査委員からの質疑（5分）とします。
  - ④説明に際して、会場にホワイトボード若しくは黒板を用意しますので、その場において説明に図解を加えることは認めます。併せて、提出された「提案書（提案様式5）」と同じものの拡大コピーによる説明を可能とします。  
ただし、この他の説明用資料（模型等含む）を追加提出することは認めません。
- (3) ヒアリング要請者には、ヒアリングへの参加報酬（旅費等）として一団体5万円をお支払いします。

## 13. 審査及び結果の通知

### (1) 審査

選定に係る審査は、次に掲げる審査委員により組織された審査委員会が行います。

- ① 三井所清典 （芝浦工業大学名誉教授）
- ② 北川 圭子 （郡山女子大学教授）
- ③ 柴崎 恭秀 （会津大学短期大学部准教授）
- ④ 宗形 芳明 （福島県木材協同組合連合会専務理事）
- ⑤ 八島 信夫 （（一財）福島県建築安全機構代表理事）

### (2) 第一次審査及び結果の通知

前項により組織された審査委員会が、提出された「提案書」を基に県広報対象団体30団体程度を選定し、そのうちから実施設計等業務委託候補者を決定するために、県内各地域における先導的な取組を行える16団体程度をヒアリング要請者として選定します。

その結果については、全ての参加表明者に書面で通知するほか、HP及び建設業界紙で公表（掲載）します。

### (3) 第二次審査

ヒアリング要請者の提案書を用いてヒアリングを実施し、県と実施設計業務の委託

契約を行う提案団体を8団体程度選定します。

(4) 結果公表

第二次審査後、選定者名をヒアリング要請者全員に文書で通知するほか、HP及び建設業界紙で公表（掲載）します。

1 4. 失格要件

参加表明者が、次の条項のいずれかに該当する場合は、失格となります。

- (1) この要領に定める手続き以外の手法により、審査委員又は事務局等関係機関者に本プロポーザルに対する援助を直接又は間接に求めた場合
- (2) 参加表明者が複数の提案をした場合
- (3) ヒアリング時に説明用の追加資料等を提出した場合
- (4) ヒアリング時に提案団体の担当者以外の者が出席した場合
- (5) プロポーザル提案書等につき、この要領に定める方法を遵守せずに提出した場合
- (6) その他この要領及び提出書類説明書に定める手続き、方法等を遵守しない場合

1 5. その他

- (1) 「プロポーザル提案書等」の作成・提出に要する費用は、参加表明者の負担とします。
- (2) 提出された「プロポーザル提案書等」の知的所有権は、提出した者に所属しますが、プロポーザル実施主体は、選定作業等に必要な範囲において複製を作成します。
- (3) 提出された「プロポーザル提案書等」は返却しません。また、プロポーザル実施主体は、この書類を保存、記録し、1部は福島県に提出します。  
事業実施主体である福島県は、図録等により公表する権利を有するものとし、公表の際の使用料等は無償とします。
- (4) 本「プロポーザル募集要領」は、『福島県建築設計協同組合』ホームページに掲載いたします。  
なお、(様式1～3)・(提案様式1～4-4)はダウンロードできます。